

## 介護老人福祉施設(含む地域密着型)

【消費増税に伴う新単位数】 ※以下の単位数はすべて1日あたり

	＜現行＞		＜改定後＞	増減
--	------	--	-------	----

○介護福祉施設サービス費（従来型個室）

要介護1	557 単位	⇒	559 単位	+2
要介護2	625 単位		627 単位	+2
要介護3	695 単位		697 単位	+2
要介護4	763 単位		765 単位	+2
要介護5	829 単位		832 単位	+3

○ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）

要介護1	636 単位	⇒	638 単位	+2
要介護2	703 単位		705 単位	+2
要介護3	776 単位		778 単位	+2
要介護4	843 単位		846 単位	+3
要介護5	910 単位		913 単位	+3

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

（従来型個室）

要介護1	565 単位	⇒	567 単位	+2
要介護2	634 単位		636 単位	+2
要介護3	704 単位		706 単位	+2
要介護4	774 単位		776 単位	+2
要介護5	841 単位		843 単位	+2

○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

（ユニット型個室）

要介護1	644 単位	⇒	646 単位	+2
要介護2	712 単位		714 単位	+2
要介護3	785 単位		787 単位	+2
要介護4	854 単位		857 単位	+3
要介護5	922 単位		925 単位	+3

## 介護職員等特定処遇改善加算（新設）

### 【単位数】

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本単位数合計の2.7%に相当する単位数  
日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本単位数合計の2.3%に相当する単位数

### 【算定要件】

- (1)賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。  
ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。  
ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
- (2) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  
他、現行の介護職員処遇改善加算の算定要件と同じ